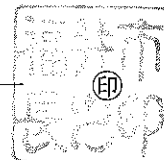


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

曾万布（荒木別所、荒木新保、和田中）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農事組合法人そんぼが、平成 19 年に設立され、『地域の農地は、自分達で守る』を理念とし、自作者が希望した場合は全て受け入れる。
- ・農地・水・保全管理支払交付金を活用し、シバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・肥料や農薬等の共同購入や農作業の受委託や農業用機械の共同利用を行って

(別紙)

いる。今後も継続していく。

- ・集落内の認定農業者への利用権設定や特定作業受託により、後継者のいない農業者の農地を集積している。今後も継続していく。
- ・女性部を設立し、収穫感謝祭などイベントを開催している。今後も継続していく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が継承しやすい環境を整備していく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織が、耕作放棄地を削減していく。
- ・地元産の農産物（そば）を使ったイベント（そば会）を実施し、集落への集客を図っている。今後も継続していく。
- ・育苗ハウスを活用し、ぶどうを作り、その収穫物を集落に配布している。今後も継続していく。
- ・育苗から販売まで一括した経営をしていく。今後も継続していく。
- ・福井市推奨品目であるブロッコリーの栽培に取り組んでいる。今後も継続していく。